

県連共済の給付内容

※詳しくは県連（TEL078-575-7662）、もしくは所属労働組合にお問い合わせください。

科目	共済事由	給付金額	在籍期間	備考		
傷病見舞金	医師が労務不能と診断したとき 労災事故、交通事故、私傷病など、すべての傷病が対象 (待機期間は20日・休業21日目から)	入院・1日4,000円 60日迄 通院・1日2,500円 40日迄 最低補償額10,000円	2年以上	医療機関の証明書など。入・通院併給の給付日数の限度は60日		
		最低補償額10,000円	2年未満			
臓器提供見舞金	骨髄移植等または臓器移植（肝臓・腎臓）のドナーとなったとき	30,000円	組合加入月の2ヵ月後の1日から	骨髄バンクが発行する証明書又は医師の証明書		
死亡弔慰金	組合員の死亡	50,000円 30,000円	3年以上 3年未満	・死亡診断書 ・埋（火）葬許可証又は抹消された住民票 (本人以外の場合は組合員との続柄が確認できる書類)		
	配偶者の死亡	20,000円	組合加入月の2ヵ月後の1日から			
	親の死亡 (妻父母・養父母・継父母・組合員と同居している養父母)	10,000円				
	子どもの死亡 (組合員と同居している子供)	10,000円				
住宅災害見舞金 (ガレージ・店舗等、非居住部分は対象外)	火災、落雷、破裂、爆発、航空機の墜落、車両のどびこみなど	全焼(壊)70%以上 1,000,000円	組合加入月の2ヵ月後の1日から	・消防署などの証明書 ・住宅の被害状況がわかるもの (住宅災害の写真、住宅修理の見積書や領収書のコピー、新聞に掲載された記事など)		
		半焼(壊)50%以上 900,000円				
		半焼(壊)30%以上 700,000円				
		半焼(壊)20%以上 500,000円				
		半焼(壊)10%以上 300,000円				
	一部焼(壊)5%以上 200,000円					
	一部焼(壊)5%未満 50,000円					
	自然災害 (災害救助法発令の災害にも給付。損害額20万円超のみ対象)	風水害等			全壊 300,000円	・公的機関の罹災証明書又は被害証明書 ・住宅の被害状況がわかるもの (住宅災害の写真、住宅修理の見積書や領収書のコピー、新聞に掲載された記事など)
					半壊 150,000円	
		地震等			一部壊 30,000円以内	
床上浸水 150,000円以内						
同居親族の死亡	全壊 100,000円	100,000円				
	半壊 50,000円					
一部壊 10,000円						
結婚祝金	組合員の結婚	30,000円	組合加入月の2ヵ月後の1日から	婚姻届受理証明書又は戸籍謄(抄)本		
出産祝金	組合員又はその配偶者の出産	10,000円	組合加入月の2ヵ月後の1日から	住民票か医師の証明		
永年在籍功労金 (組合員)	円満脱退	20,000円	20年以上	所属組合の証明書		
		50,000円	30年以上			

- 【注】 1. 掛金月500円、組合に加入した月の2ヵ月後の1日以後に発生した共済事由により発効します。
 2. 給付金は組合員指定口座へ直接振込となります。なお、給付金の請求権は2年の時効で消滅します。
 3. 住宅災害見舞金の給付区分は公的機関の罹災証明書と異なる場合があります。(自然災害は全労済の規定による)
 4. 共済事由発生日が令和2年4月1日以前の傷病見舞金は、入院・通院ともに1日あたり1,000円減額となります。

他に、兵庫県建設労働組合連合会が全労済と提携し、全労済の共済商品をパック化した任意加入の「けんせつ共済アシスト」もあります。